

平成31年 3月20日
第17回健康づくり推進協議会資料

平成31年度保健事業計画

健診、特定保健指導目標数

健診目標数

平成31年度目標：92,720件 69.7%

	対象者	H31目標	H31目標実施率	H30実績見込	目標H31-H30見込
生活習慣病予防健診 (40-74歳)	104,263	74,900	71.8%	71,000	3,900
事業者健診	104,263	4,170	4.0%	3,000	1,170
特定健診	28,771	13,650	47.4%	11,000	2,650
加入者計	133,034	92,720	69.7%	85,000	7,720

特定保健指導目標数 (被保険者)

平成31年度目標：2,790件 17.5%

	対象者	H31目標	H31目標実施率	H30実績見込	目標H31-30見込
被保険者初回 (協会十委託)	15,963	4,200	26.3%	3,550	650
被保険者評価 (協会十委託計)	15,963	2,790	17.5%	1,980	810

内訳 協会保健師等実施分 初回面接：3,600件 評価数：2,400件 外部委託分 初回面接：600件 評価数：390件

特定保健指導目標数 (被扶養者)

平成31年度目標：90件 7.7%

	対象者	H31目標	H31目標実施率	H30実績見込	目標H31-30見込
被扶養者初回 (協会十委託)	1,172	115	12.3%	115	0
被扶養者評価 (協会十委託)	1,172	90	7.7%	25	65

内訳 協会保健師等実施分 初回面接：100件 評価数：80件 外部委託分 初回面接：15件 評価数：10件

事業計画

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

I 医療等の質や効率性の向上 II 加入者の健康度を高めること III 医療費等の適正化

(1) ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 < I・II・III >

- ・事業所単位については、健康宣言事業所を中心に健康・医療情報を「見える化」したデータを提供し、事業所における健康保持・増進への取り組みを支援する。
- ・個人単位については、本部の検討状況を踏まえて対応する。

(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 < I・II・III >

- ・特定健康診査・特定保健指導の推進、コロナヘルスの取り組み、重症化予防対策を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき取り組みを着実かつ効果的・効率的に実施する。
- ・データヘルスの上位目標については、「対象者が必要な治療等を受けることによって糖尿病による人工透析者の新規発生が10%減少する」とする。

i) 特定健康診査受診率・事業者健診データ取得率の向上

○健診の受診率向上のための取り組み

<生活習慣病予防健診>

- ・受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。
（重点地域：富士・東部地域）
- ・新規加入の事業所、任意継続被保険者の確認後速やかに対象者を印字した健診申込書を送付し、受診勧奨を行う。
- ・各健診機関の健診実施者数を設定し、インセンティブを活用して目標達成を促す。
- ・コロナヘルスエンabler事業所について、実施率100%となるように働きかける。

<事業者健診データ>

- ・事業所健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の案内文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会等で案内文の配付を行う。
- ・事業所健診結果データ提供についての同意書を取得している事業所で、これまでデータの提供を受けていない事業所へ改めて提供勧奨を行う。（重点事業所：医療機関、教育庁関係）
- ・同意書未取得の事業所へ提供勧奨を行うことで、事業者健診データ取得数の増加を図る。

〈特定健康診査（被扶養者）〉

- ・ 受診率向上が期待できる内容の特定健康診査集団健診（血管年齢測定付健診等）の日程を増やす。（重点地域：甲府市内）
- ・ 前年度の取組みを踏まえ、オンライン測定等を利用した魅力ある特定健康診査や商業施設での特定健康診査を行い、受診行動につなげていく。
- ・ 次年度から特定健康診査の対象となる方（39歳）に対し、健診の受診勧奨を行う。
- ・ 市町村の健診に合わせた受診勧奨を実施するとともに、特定健康診査を共同で実施することを検討する。
- ・ 地域職域保健連携推進協議会や該当事業所と連携し、被保険者を通じた受診勧奨を実施する。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○ 特定保健指導実施率向上のためへの取り組み

- ・ 健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診機関に働きかける。加えて、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。

〈被保険者〉

- ・ 特定保健指導キャンセル事業所の対象者に対し、個別に勧奨を行うとともに健康づくり資料を送付する。
- ・ 特定保健指導キャンセル事業所に対し、電話や訪問により利用勧奨を行う。
- ・ コラポハルスエントリ事業所について、実施率100%となるよう働きかける。
- ・ 運送業等、生活習慣病予防健診以外の特殊健康診断実施の事業所に働きかけ、健診日の特定保健指導実施を導入する。

〈被扶養者〉

- ・ 血管年齢や骨密度測定等をセットした特定保健指導の場を設定し、利用を促す。
- ・ 市町村と連携し、健診時に保健師等を派遣して健診当日指導を実施する。
- ・ 健診機関と連携し、商業施設を利用した健診実施日に特定保健指導の初回面接分割実施を行う。
- ・ 市町村や健診機関の協力のもと、健診結果説明会を利用した特定保健指導の実施について検討する。

- 特定保健指導対象者減への取り組み
- ・複数年の特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導対象の見込み者を絞り込み、生活改善勧奨を行う。

○協会保健師等のスキルアップ

- ・支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせたより質の高い保健指導を実施する。
- ・評価終了者へアンケートを実施し、その結果に基づき、より効果的な指導方法を検討する。

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施

- ・健診結果に基づく文書指導を行う。
- ・一次勧奨で「受診予定」と回答した方を中心に電話勧奨を実施する。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。

iv) コラボヘルスの推進

- ・健康保険委員委嘱事業所を中心に健康宣言事業所数の拡大を図る。
- ・健康宣言事業所に対して、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）等による健診・医療データ提供やフォローアップ方法を確立し、健康経営の推進をサポートする。

KPI (戦略的保険者機能関係)

平成31年度 協会事業計画 (KPI)	平成31年度 支部事業計画 (KPI)
<p>ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 ※KPIの設定なし</p> <p>データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画) の着実な実施※KPIの設定なし</p>	<p>ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの活用 ※KPIの設定なし</p> <p>データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画) の着実な実施 ※KPIの設定なし</p>
<p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>① 生活習慣病予防健診受診率53.4%以上 ② 事業者健診データ取得率を7.5%以上 ③ 被扶養者の特定健診受診率を27.6%以上</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上 特定保健指導の実施率を16.8%以上</p>	<p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>① 生活習慣病予防健診受診率を71.8%以上 ② 事業者健診データ取得率を4.0%以上 ③ 被扶養者の特定健診受診率を47.4%以上</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上 特定保健指導の実施率を16.8%以上 被保険者 実施率：17.5% (対象者数：15,963人、実施見込者数：2,790人) 被扶養者 実施率：7.7% (対象者数：1,172人、実施見込者数：90人)</p>
<p>iii) 重症化予防対策の推進 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上</p>	<p>iii) 重症化予防対策の推進 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合12.0%以上</p>
<p>iv) コロナウイルスの推進 ※KPIの設定なし</p>	<p>iv) コロナウイルスの推進 ※KPIの設定なし</p>

平成31年 3月20日
第17回健康づくり推進協議会資料

ジェネリック医薬品使用促進の取組み

データについて

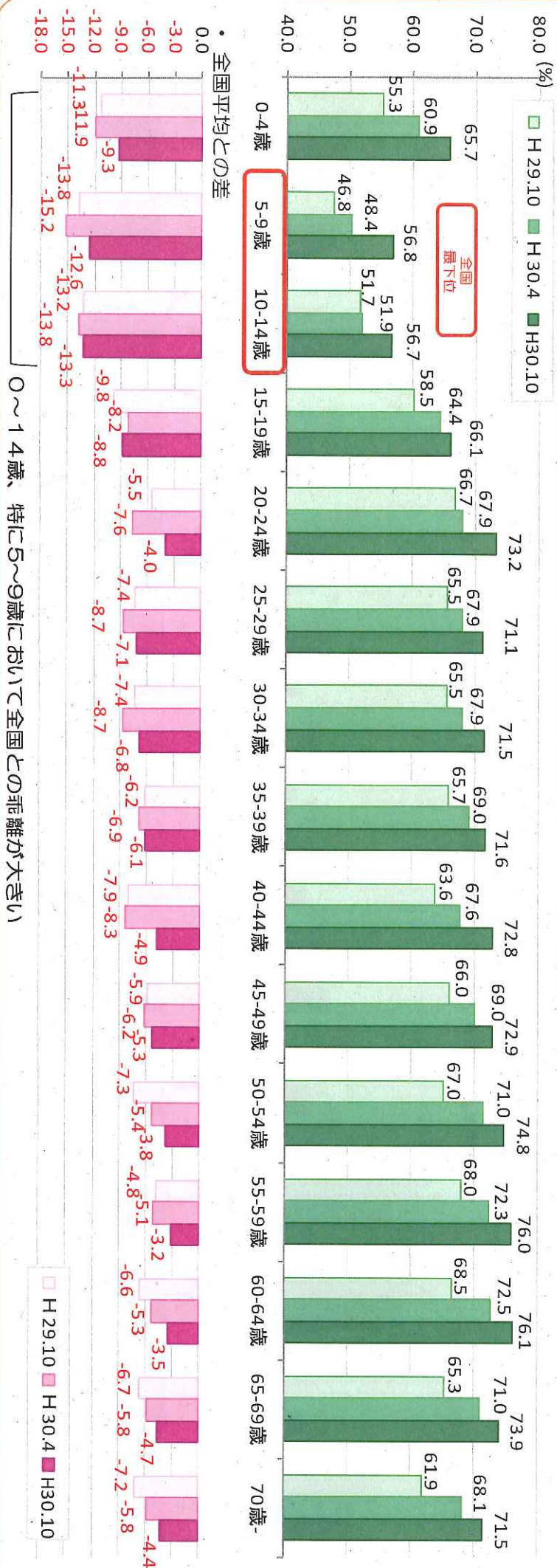
- ・協会けんぽの調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(数量ベース)
 - ・加入者の適用されている事業所所在地の都道府県毎に集計
 - ・「数量」とは、薬価基準告示上の企画単位ごとに数えた数量をいう
- ジェネリック医薬品使用割合は以下の計算式による
〔後発医薬品の数量〕 ÷ (〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 + 〔後発医薬品の数量〕)



全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ

ジェネリック医薬品使用状況 年齢階級別

山梨支部 年齢階級別 ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース、平成30年10月）

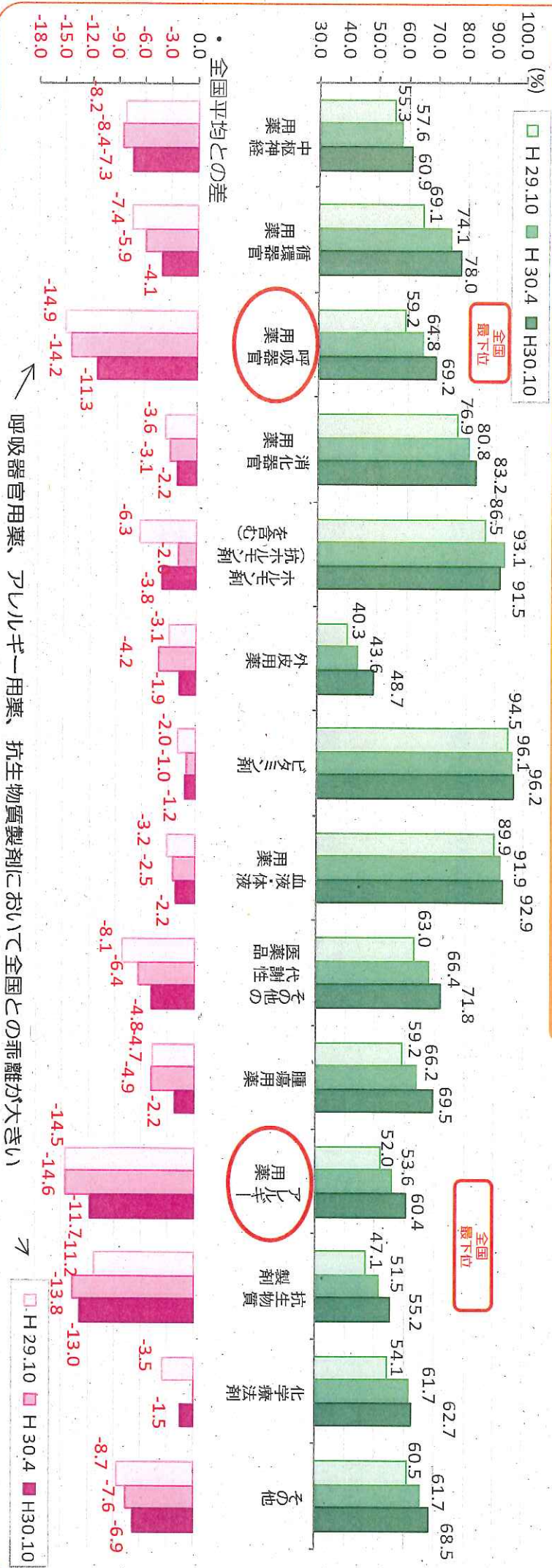


・ **5～14歳の割合が低い。**

医療費助成制度による**窓口無料の影響**が考えられる。
 医師、薬剤師からは**保護者が先発を志向**する「県民性」があるのでこの声も。

ジェネリック医薬品使用状況 薬効分類別

山梨支部 主な薬効分類別 ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース、平成30年10月)

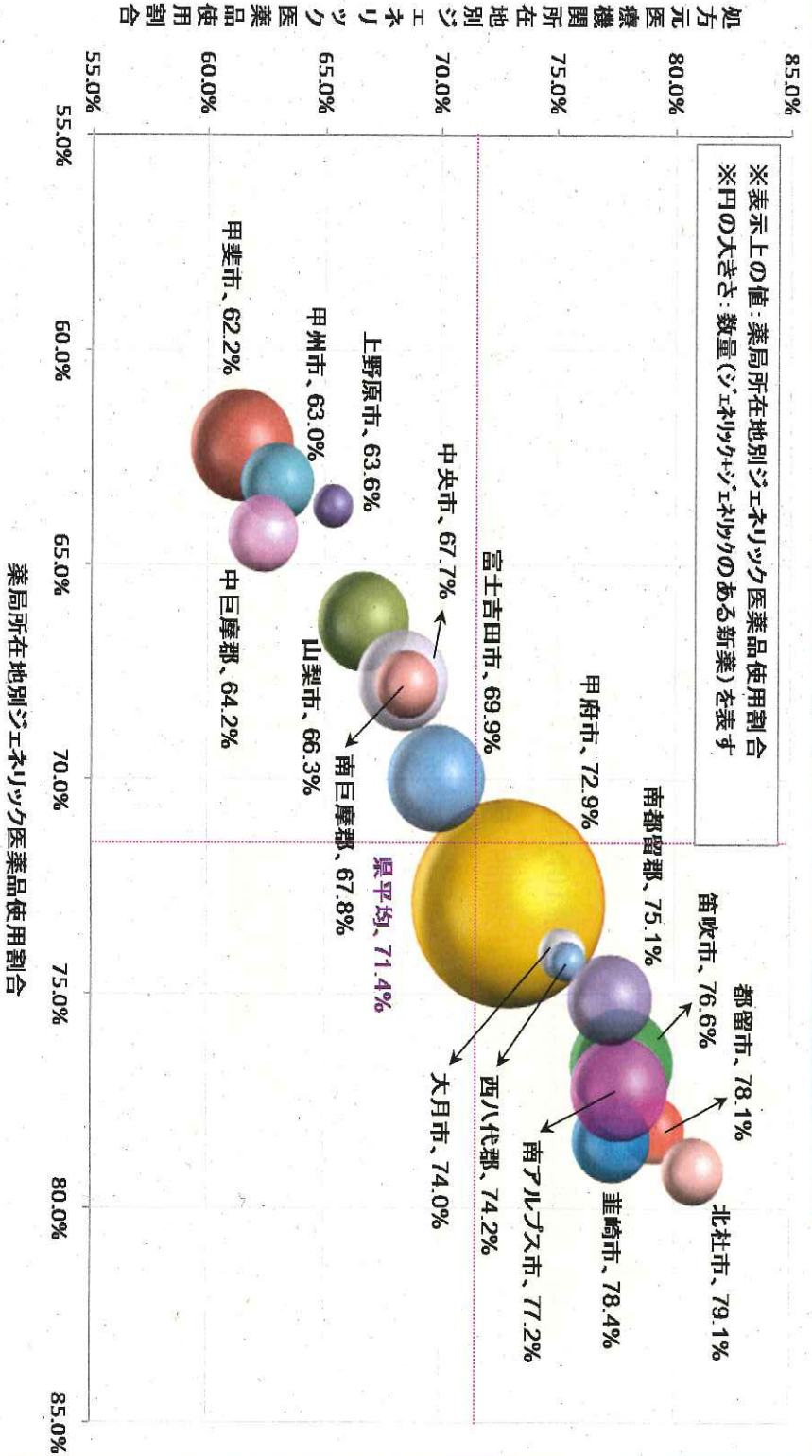


・小児で使用量が多い「呼吸器用薬」「アレルギー用薬」の割合が低い。

・山梨では花粉症の影響が大きく、2～3月は特に「アレルギー用薬」の数量が増え、ジェネリック使用割合全体を押し下げている。

ジェネリック医薬品の使用状況 市郡別

医療機関所在地(市郡)別 ジェネリック医薬品使用状況 (数量ベース、平成30年9月)



＜ 薬局の状況 ＞

	薬局数 ※1	数量 ※2	使用割合 H30.3から の伸び
県全体	431		4.7
甲府市	134	1,645,855	3.5
富士吉田市	31	433,634	2.3
都留市	13	167,828	4.2
山梨市	22	369,169	6.4
大月市	12	95,724	5.0
韮崎市	21	262,040	2.6
南アルプス市	25	416,641	5.6
北杜市	14	167,039	2.4
甲斐市	33	467,693	6.8
笹吹市	26	461,006	1.9
上野原市	8	74,452	12.5
甲州市	14	236,016	1.0
中央市	23	379,345	12.5
西八代郡	6	55,532	8.0
南巨摩郡	16	171,141	10.9
中巨摩郡	13	216,795	3.0
南都留郡	20	302,354	4.9

※1 薬局数は協会けんぽ加入者が調剤を受けた薬局数

※2 数量は(ジェネリック+ジェネリックのある新薬)

- ・ 県内でも地域差があり、一番高い北杜市 (79.1%) と一番低い甲斐市 (62.2%) では **約17%の差**となっている。
- ・ 数量が比較的大きく、割合の低い地域 (甲斐市、甲州市、中巨摩郡) の医療機関、薬局、加入者への働きかけが重要。

山梨支部 主なジェネリック医薬品使用促進の取組み

1. 医療機関への働きかけ(医療機関毎の院外処方状況をまとめた「お知らせ」を提供)

- ①山梨大学医学部附属病院、副病院長を訪問。意見交換、使用促進依頼を実施。(H28.4、H29.1、H29.9)
- ②独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院、院長を訪問。意見交換、使用促進依頼を実施。(H28.4、H29.2、H29.9)
- ③山梨厚生病院を訪問。意見交換、使用促進依頼を実施。(H29.2(山梨市国保担当課も同席)、H29.9)
- ④加納岩総合病院を訪問。意見交換、使用促進依頼を実施。(H29.3、H29.7(山梨市国保担当課も同席)、H29.9)
- ⑤①～④を含む51病院を訪問。意見交換、使用促進依頼を実施。(H30.6～9)
- ⑥診療所へは「お知らせ」を郵送。(335機関 H30.8)
- ⑦耳鼻咽喉科29機関へ「お知らせ」を送付、訪問可否を問う回答票も同封(H31.2) 訪問可の4機関への意見交換、使用促進依頼を実施。(1機関は電話対応)

2. 山梨県薬剤師会との連携

- ①「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定書」を締結(H29.3.31)
- ②主に薬剤師を対象とした「後発医薬品の現状と展望」研修会の開催(H29.10.19)
- ③薬局毎のジェネリック医薬品使用状況の見える化→保険薬局(401薬局)への情報提供(郵送 H30.4)
- ④お薬手帳カバー配布 薬剤師会会員332薬局へ、配布対象を協会けんぽ加入者とし7,564冊を配布(H30.5)
- ⑤更新データによる保険薬局(385薬局)への情報提供(訪問22薬局と郵送 H30.11)

3. 加入者へのアンケート

ジェネリック医薬品軽減額通知送付者のうち、新薬からの切替えのみられない加入者 名へのアンケートを実施(H30.8)

山梨支部 主なジェネリック医薬品使用促進の取組み

4. 広報

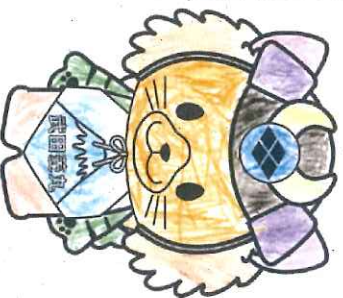
- 自治体庁舎（覚書締結した市町）、甲府駅ビルへの懸垂幕の設置
甲府駅ビル：H30.6～H30.7、 県庁舎：H30.12～H31.3
- 広報用ラゲネットシートの公用車への活用
- のぼり旗の活用（自治体庁舎内等設置、健康づくりイベント等での使用）
- 広報物の配布（チラシ、ポスター、Q&A小冊子、希望シール）
 - ① 事業所を訪問しての依頼 H28年度（4-7月）：175事業所
 - ② 健康づくりイベント、各種会議等での配布、甲府駅北口デッキへの設置
 - ③ 医療機関、薬局等への設置
- 新聞広告
山梨日日新聞、山梨新報（H31.1）

5. オリジナル希望カードの配布

園児を対象として、オリジナルの希望カードを作成。協会でパUNCH加工し、受診時に利用いただく。カードは表面が希望の表記、裏面がぬりえとなる。

H28～H30年度：4市1町において各年度、年長児約1,500名へ配布。

（富士吉田市、笛吹市、中央市、山梨市、昭和町）



© HISHIMARU PANDA

山梨支部 主なジェネリック医薬品使用促進の取組み

7. ジェネリック医薬品軽減額通知

ジェネリック医薬品に変更した場合の薬代の軽減見込み額をお知らせするもの。(年度内に2回、8月と2月に送付を実施)

・通知対象条件

①20歳以上の加入者

②新薬からジェネリック医薬品に変更した場合に、一定額以上の薬代を軽減できる可能性のある加入者

・送付人数、結果

平成28年度(H28.8、H29.2 2回送付の累計)

山梨支部 送付: 49,659人 切替: 11,299人(切替率 22.8%)

全国 送付: 6,099,473人 切替: 1,542,551人(切替率 25.3%)

平成29年度(H29.8、H30.2 2回送付の累計)

山梨支部 送付: 56,041人 切替: 15,544人(切替率 27.7%)

全国 送付: 7,034,593人 切替: 2,148,783人(切替率 30.5%)

平成30年度

第1回目(H30.8) 山梨支部 送付: 30,654人

全国 送付: 3,714,412人

第2回目(H31.2) 山梨支部 送付: 23,047人

全国 送付: 2,982,936人

おまち

ジェネリック

1 このお知らせ
処方されたお薬をジェネリックに変更するかどうかをお知らせするお知らせです。

2 ジェネリック
先列医薬品よりも低価格、効果効き目です。

3 品質・効き目
先列医薬品と同様に医薬品です。

どちら

お知らせに關するお問い合わせ先

このお知らせは、10のジェネリック医薬品の中から、お薬の処方箋に記載されているジェネリック医薬品に変更することができます。

お問い合わせ先: 0120-239-001

受付時間: 8:30-17:15
土日・祭日を除く

医薬品情報センターを通じて、子どもたちや次の世代に引き継ぐためにこの取組みをお願いします。

お知らせ番号:

あなたの窓口負担額を減らすことができます

ジェネリック医薬品にお使いいただくと

お薬代の軽減が可能です

に処方されたお薬のうち、以下の医薬品をジェネリック医薬品に変更した場合

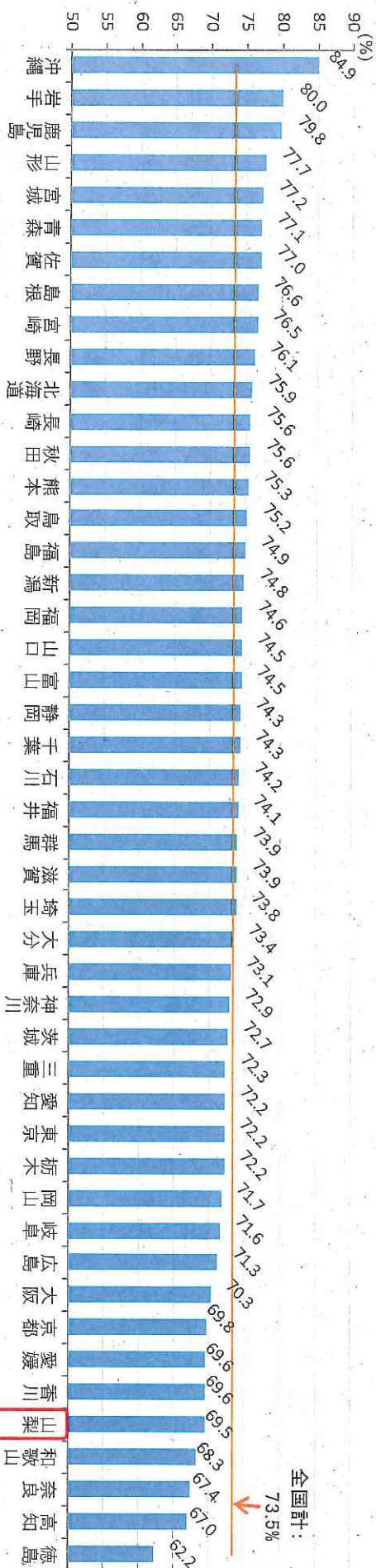
所属薬剤	お薬名	お薬代(1回分)	ジェネリック医薬品に変更するお薬代
合計			

ジェネリック医薬品とは、新薬と同じ成分の医薬品で、品質・効き目は新薬と同じです。ジェネリック医薬品は、新薬よりも低価格で処方され、効果効き目は新薬と同じです。ジェネリック医薬品は、新薬よりも低価格で処方され、効果効き目は新薬と同じです。ジェネリック医薬品は、新薬よりも低価格で処方され、効果効き目は新薬と同じです。

平成31年度以降のシエネリック医薬品使用割合評価

平成30年度までの評価の範囲：調剤のみ → 平成31年度以降：医科+DPC+歯科+調剤

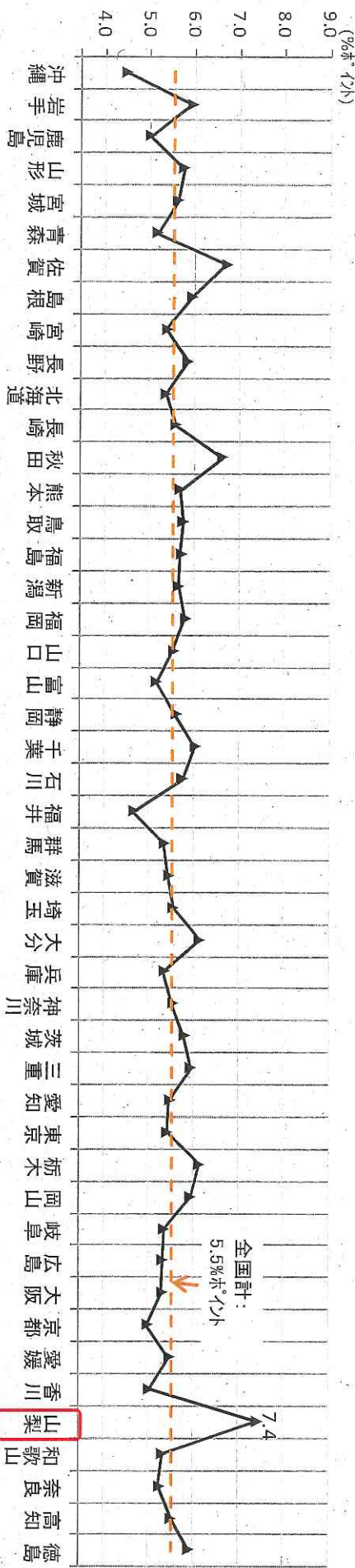
都道府県別シエネリック医薬品使用割合 平成30年8月数量ベース（医科、DPC、歯科、調剤セプト）



43位

注1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤セプトについて集計したものである。（ただし、電子シエネリックに限る。）
 なお、DPCシエネリックについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーポレーションを集計対象としている。
 注2. 「数量」は、薬価基準表上の規格単位ごとに数えたものをいう。
 注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。
 注4. 「後発医薬品の数量」/（「後発医薬品の数量」+「後発医薬品の数量」）で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

都道府県別シエネリック医薬品使用割合の対前年同月差 平成30年8月数量ベース（医科、DPC、歯科、調剤セプト）



平成31年度ジェネリック医薬品使用促進

重要業績評価指標 (KPI)

平成31年度 山梨支部ジェネリック医薬品使用割合 75.3%以上

取組事項

①医療機関への働きかけ

- ・医療機関毎にジェネリック使用状況をまとめた「お知らせ」の提供とともに、訪問による依頼を実施する。
- ・山梨県医師会、地域の医師会等への情報提供、依頼。

②薬局への働きかけ

- ・薬局毎にジェネリック使用状況をまとめた「お知らせ」の提供を実施する。(訪問による依頼も検討)
- ・山梨県薬剤師会、地域の薬剤師会への情報提供、依頼。
- ・お薬手帳カバーの配布(カバーにジェネリック医薬品Q&A小冊子を挟みこむ)

③自治体との連携

- ・山梨県の担当課である衛生業務課との情報交換、県の事業への参画。
- ・協定締結した市町を中心とした連携
広報：懸垂幕、のぼり旗の設置
年長児へのオリジナル希望カードの作成、配布
窓口無料に関する小中学校の保護者向けチラシの作成、配布

④その他

- ・ジェネリック医薬品軽減額通知
全支部共通の年2回の送付に加え、支部独自に花粉症治療者に対する軽減額通知を実施する(2020.1)。
- ・山梨県後発医薬品安心使用促進協議会での意見発信
- ・広報の拡大
公共機関(バス、鉄道)を利用した広告、ラジオCM、新聞広告